V. 日本型システムの情報特性と「日本病」（続き）

I. ケース・スタディ（最近の問題・事件）

1. マンション・ホテル建設における耐震基準の「偽装」問題（2005-2006 年）

a. 概要

1998 年ごろから、全国各地で耐震基準を満たさないマンション・ホテルが一部のマンション事業者等によって建設・販売された。2006 年 1 月時点で、全国合計 100 余件のケースが判明し、社会問題化した。該当マンションの居住者は危険防止のため退去を命ぜられ、ホテルも使用禁止になっているが、建物改修・解体・建替や、被害者への補償方策に関する当面の解決策は一部を除いて実施されておらず、長期的・構造的予防策もまだ見えていない。

b. 背景

(1) 事情

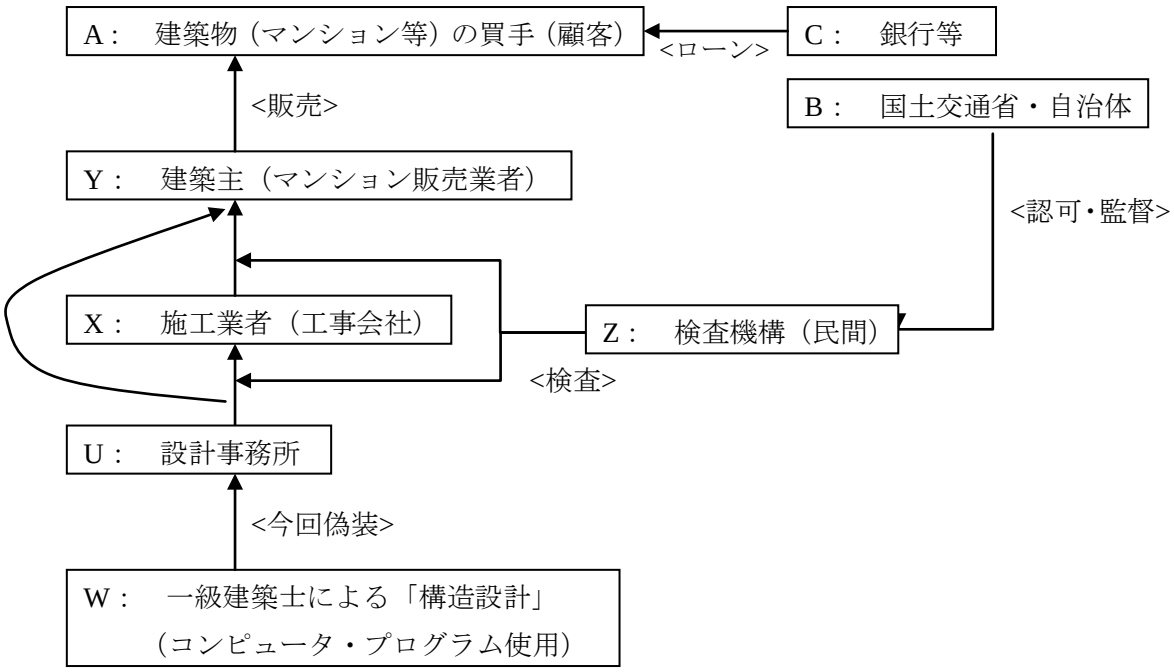
マンション・ホテルを含む建造物の建設においては、地震時の衝撃から生ずる損壊を避けるため、「建築基準法」によって一定の耐震基準（たとえばコンクリート柱・床に入れ込む鉄筋の数や太さ）を充たすべきことが定められている（**建築確認制度**）。この耐震基準は、技術的に複雑な計算を必要とするため、一般の人がその詳細を知ることは不可能であり、専門家でも建物を外部から見るだけでは基準を充足しているか否かを判断できない。他方で地震はごく稀にしか起きないため、耐震基準以下の建物でも、日常的な居住・使用においては問題を生じない。もちろん一旦地震が発生すれば、建物損壊による人的・物的被害（生命の危険を含む）が生ずる可能性がある。

マンション・ホテル建設業界では競争が激しく、販売価格引下の圧力が強い。そのため、建築基準を満たさない設計・施工によって建設コストを引下げ、低価格を掲げて顧客を引き付ける「不法な商売」への誘惑が強い。今回のケースは、建設基準以下の不法建築が長期間（1998 年～2006 年）にわたり、多数（100 件以上）発生した点に特色がある。

(2) 制度

建築確認、すなわち耐震基準を充たしていることの確認は、下図のような建設・販売システムに適用される法令・手続によって実施されることになっている：

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/



上記のうち、耐震基準にかかる建物構造について設計・計算能力を持っているのは、実質的には一級建築士<W>のみである。検査業者<Z>も本来は同能力を持っているべきだが、実状は持っていないことが多いと言われている。建物設計・施工の検査は、元来は地方自治体がおこなってきたが、1999 年以降においては、国土交通省が認証する民間の検査機構も検査に当たることができるようになった。

建設基準を満たさないなど建物に瑕疵があった場合には、建築主、施工業者、設計事務所が買手に対し連帯して責任を負う（賠償金を支払う義務を持つ）ことになっている。しかしながら実際には、賠償能力を持っていないことが多い。

なお、買主に対する購入代金用ローンの提供者（銀行等）は、瑕疵のために担保となる建物の価値が低落し、担保としての役を果たすことができなくなることから生ずる損害を除き、責任を負わない（ローンの減免・延払などに応ずる義務は無い）。

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

c. 「偽装」事実と経過（2005 年秋のケース）

(1) 関係者

W： 姉歯一級建築士
U： 平成設計他
X： 木村建設他
Y： ヒューザー社他
Z： e-ホームズ社他
V： 総合経営研究所
A： 個人、ホテルオーナーなど
B： 政府・地方自治体
C： 金融機関
件数： 100 件余（2005 年末時点）

(2) 事実

(a) Wは 1998 年ごろから偽装した「設計書」をUに納入。

(b) Y、XはU、Wに対して「コスト節約」の「圧力」をかけ、結果的に偽装設計をおこなわせ、これに基く低価格のマンション・ホテルを販売して利益を挙げていた。

(c) Zは、設計・施工検査（建築確認）において上記偽装を見抜けなかった。

(d) 上記が累年繰り返され、偽装を含む設計・検査・施工の流れが（同一業者間で）定着していた。

(e) また上記の背景には、総合経営研究所<V>の「指導（建設コスト引下にかかる）」があったとされている。

(f) 2004 年秋に、第三者である別の設計事務所が上記設計の不備を指摘したことから問題が表面化した。以降において、問題は担当省庁（国土交通省）、国会、警察によって取り上げられ、またマスコミによって広く報じられるに到った。

(3) 関係者の立場と主張

(a) 買手<A>

i. 損害

建物損壊の危険をこうむる（居住の安全が失われる）
建物価値の下落、建物を失う（財産損耗）
強制転居から生ずる費用・不便
建物購入ローンの弁済義務は残る
<生活の破壊！！>

ii. 権利・義務

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

建築主・施工業者・設計事務所のそれぞれに対して損害補償要求ができる。
（しかし実際には困難、補償義務保有者が破産するから）
政府・自治体に対し認可・監督の不備を理由として補償を要求すること
（現時点では補償にかかる法令・判例が不備のため、成否は不明）
ローン返済責任は継続
危険建物から転居する義務（地震の結果を承知で居住しつづけることは許されない）
（自治体の行政命令）

(b) 一級建築士<W>

i. 責任・義務
偽装設計から生ずる結果について賠償する責任（全額賠償は不可能、破産）
建築基準法を冒したことに対する刑事罰を受ける
行政罰を受ける（建築士資格の取消など）

ii. 主張
偽装設計の責任について：
建築主等からコスト節減を強く要求され、自身の生活を維持するために偽装したことを主張

iii. 将来帰結
起訴・有罪判決、社会的制裁を予測

(c) 建築主・施工業者・設計事務所<Y、X、U>

i. 責任・義務
建築基準法による賠償責任がある
（過去の利益はすべて支払に当てるよう要求される。しかし全額賠償は不可能、企業倒産。なお、法的には個人財産は賠償財源にはならない。）
責任者に対する刑事罰が下されるか否かは不明
（偽装を知っていたこと、すなわち意図的行為であったことの証拠が必要）
行政罰を受ける（資格・免許の停止など）

ii. 主張
建築コスト引下の努力はしたが、偽装設計の事実については責任を認めていない。むしろ W の偽装行為による被害者であることを主張。

(d) 検査業者<Z>

i. 責任・義務
検査業務の不備とりわけその反覆に対して行政罰（認可取消など）を予測。
刑事罰あるいは買手に対する民事上の「賠償責任」については予測できない。

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

ii. 主張

実際の検査業務において、構造計算の複雑さや検査件数が多数にわたることから、効果的な検査は不可能であったことを主張。（しかし、コンピュータ出力書類形式などから、偽装を容易に看破できたはずとの指摘がある。）

(e) 国土交通省・地方自治体

i. 責任

検査業者に対する認可・監督行為の不備に対する責任。買手が訴訟により賠償要求を起こした場合に同責任が認められる可能性あり。

責任者は処分・降格など公務員人事上の制裁を受ける可能性あり。

ii. 行政・立法措置

買手が蒙った被害の「救済」措置

政府の規制下にある民間業務の不備から生じた被害については、救済のための法令が不備（救済する、救済しないを決めていない）。

行政措置、立法措置により対処（参考：アスベスト被害者救済法）

d. 制度上の問題点と対処法

(1) 偽装をおこなう誘因の放置（耐震基準によって合法・非合法建築を単純に二分していること）

(a) 事実

地震の強度には大きな差がある。建物損壊をもたらすような強い地震は、特定の場所をとればごく稀にしか起きない。しかし日本全体として見れば、強い地震は数年に一回程度は（日本のどこかで）起きており、その情報が繰返し伝えられている。

その結果、国民に地震災害について恐怖感を生じさせている。国民は政府に対して、「地震からの絶対的安全」を求めるかもしれないが、絶対的安全の保証は不可能である（地震国の宿命）。「ある程度までの安全」は保証できるが、その実現には費用がかかる。

(b) 建物の買手と売手（建築主）の行動と誘因

i. 買手

建物の耐震性能（安全性）についての要求は、個々の買手によって差がある。一部の買手は、高い安全性を要求するが高価格を受け入れ、他の買手は安全性を犠牲にしても、低価格の建物を欲する（→航空機と列車の選択）。

ii. 売手

一部の買手の要求に応じ、安全性を犠牲にした建物を安価に供給し、売上を伸ばす誘因がある。（→子供が座っているテーブルにケーキを置いて、

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

食べることを禁止することと似ている。）

一部の売手は、ほんの少しだけ基準を破って価格を引下げる行為に走る。これを繰返すと違法行為に「慣れ」が生じ、違法行為をさらに深めることになる。

(c) 対処法

i. 内容

建物の耐震性を表わす「指標（建物耐震度等級)」を作り、建物の売手とその関係者にこれを公表するよう義務づける。買手は自身で「安全性の程度」を選び、地震が発生したときの結果を承知した上で建物を購入する。

例：

建物耐震度 等級	建物倒壊が予測される震度	地震発生の平均確率 （特定の場所で平均何年に１回発生するか)
8　（級）	9（震度）	１００，０００　年
7	8	５，０００
6	7（阪神大震災）	５００
5	6	１００
4	5	２０
3	4	5

（参考：上記のような等級は、既存建物の耐震診断にも使える）

ii. 必要な法令・規制

耐震度等級についての（故意の）偽装に対しては重罰を課する（たとえば殺人罪に匹敵する刑罰)。また偽装については通報義務を課し、偽装あるいはその可能性を知りつつ通報を怠った者に対しても重罰を課する（たとえば交通事故時の救難義務を怠った罪に匹敵する刑罰)。

iii. 情報的観点

上記対処法がもたらすB型情報の必要：

法令自体が複雑化

買手は購入時に「耐震等級」を考慮に入れる必要があり、そのための情報収集（多くはB型）が必要。

売手（あるいは政府）は、建物構造と耐震等級を正しく関連づけるための作業が必要（そのためにB型情報が増大）

買手・売手がある程度の「B型情報能力」を持っていなければ上記は実現

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

不可能。

(2) **建物確認制度が機能していないこと**

(a) 現在の体制：

政府認可を受けた民間の検査機構が耐震基準等を満たしているか否かを検査。

i. 構造設計書・設計図による検査

内容詳細の検査には専門家（構造専門の一級建築士）が長時間をかける必要がある。

ii. コンピュータ・チェック

専門家でなくとも可能。しかし「抜け道」があり、これを防ぐには検査にあたり細密な注意が必要。

(b) 実状：

i. 一級建築士の数は全国で 70 万人程度。そのうち、構造設計の計算能力を持つ者は一部にすぎない。したがって、現在の体制で、すべての建築物について構造設計の内容全体を詳しく（たとえば再計算によって）検査することは不可能に近い。

ii. コンピュータ･チェックの厳密な実行（ソフトウェアベンダーの協力を得て）は不可能ではないが、そのための体制（法令、マニュアル、プログラムなど）ができていない。

(c) 結果

今回の「偽装」において、検査機構が不備を指摘し、構造設計を「不合格」としたケースは、100 件近くの違法建築について 1 件もなかった。当事者も、実質的には検査が「素通し」であった（内容が分からないまま合格判定を与えた）ことを認めている。結果から見て、検査体制は事実上崩壊していたと言わなければならない。

(d) **検査体制の再構築**

i. 概要

詳細な全数検査は不可能であるから､｢統計検査｣(例:商品の抜取り検査)｣をおこなう。ただしもとより、一般の商品検査より標本率（検査対象総数に対する抜取り数の比率）を高くして、精度を増した「抜取り」検査をおこなう。

基本的に、「不法設計・施工のうち何%までを発見する」という検査目標を設定し、これに合うように検査方式を決める。

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

不法設計・施工には重罰を課する。また、抜取った「標本」において不法設計・施工を見逃した検査担当者にも、相当の罰を課する。その結果、効果的な検査が実現し、建築主が「不法な建築を繰返して利益を挙げても、そのうち検査に引っ掛かって重罰を受ける。それまで蓄積していた利益はすべて失い、関係者の刑事責任まで問われる。不法建築は利益を生まない。かえって損をする。」と考えるに到るような検査体制を作ることが望まれる。

ii. 情報的観点

上記のような検査体制の構築には、技術面、組織面、司法面などにわたり、また検査機能に加え検査制度自体の改訂について、詳細な法令、手続き、マニュアルを作成することが必要となる。つまり、大量の客観的情報、B 型情報を扱うことになるので、当事者はその能力を具えていなければならない。

つまり、「B 型情報能力をつける」ことは、「多様・複雑な事項への対応能力を持つ」ことである。このことは、「地震国で国民の大多数が安全な住居を持てること」の前提条件となる。（地震以外の多数の「問題」についても同じことが言える。）

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

2. プロ野球球団の合併・リーグ再編成の問題（2004 年 6-7 月）

a. 事実・経過

(1) プロ野球パシフィック・リーグ所属の球団（一部？）の経営困難
収入の減少
観客数の減少

(2) 同リーグ２球団（大阪近鉄とオリックス）の合併を交渉・合意
年間観客数（球団あたり）の維持
選手年俸総額の節約
選手数の減少（リストラ）

(3) 同リーグ他球団間の合併交渉も進行中（？）
リーグ所属球団数を複数にする必要
　試合スケジュールの都合
他球団でも経営難（？）
セントラル・リーグとの統合（１リーグ制へ移行）（？）

b. 諸見解・批判

(1) 選手（団）
リストラの当事者
合併・縮小に反対
年俸切下は受入れの用意がある（？）
「経営者側」による一方的な進行に反撥
　選手ストライキによる混乱の可能性（？）

(2) ファン（一般消費者）・マスコミ・評論家
再編成が密室談合（情報非公開）で進められている
これまでのファンのサポートを裏切っている
野球をめぐる「スポーツ文化」を衰退させる
スポーツ教育に悪影響を及ぼす
　プロ選手を目指して練習に励んできた生徒の気持

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

c. 「組織ガバナンス」の立場から見た問題点

(1) 日本野球機構（「全球団」により構成）

社団法人

非営利団体（法人税等の納入義務なし）

ガバナンスは「実行委員会（理事会？）」が担当

各球団の「オーナー」により構成

概略規定のみ・詳細手続規定なし（？）

諸規定・制度：

試合ルール（Ｂ型手段を多用）、ゲーム日程、収益分配方式、選手採用・移動のルール、コミッショナー（司法的役割）制度など

(2) 従来の運営方式とその問題点

重要事項はオーナー会合によって決める

当事者による会合・会議

主にＡ型手段による合意に依存

プロ野球拡張期には問題を生じなかった

縮少・再編成時には問題

「縮小にともなう損失を誰がどれだけ受け入れるか」が決まらない

紛議を生じる可能性

選手団との「野球協約」

(3) 「ガバナンス制度」の必要性

Ｂ型手段による詳細な規定が必要

諸決定のための権限と手続

会議開催要件

議題の事前通知

提案・決議の方式

情報公開

収支内容の公開

d. 「ガバナンス制度」が整備されていた場合の今回ケース進行シナリオ（仮設例）

(1) 事実の把握

球団収支（公開）によって早い時期から赤字の状態を知る。

「親会社」からのサポート停止意思の表明

球団経営の継続の困難が広く認識される

対応策についての議論はじまる

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

(2) 対応策の検討・決定プロセス（球団レベル）

（問題球団を維持、合併なしのケースを想定）

(a) 「シニョリティ（先任）制度（失業保険を含む）」が事前に形成されている場合

球団が選手に「リストラ」実施案を通知

「リストラ」をどこまで進めるか

球団経営内容の改革案

選手団（組合）との交渉・合意

(b) 「シニョリティ制度」未形成の場合

球団が選手年棒削減（？）・リストラ案を作成

選手団と交渉・合意

(3) 対処法の検討・決定プロセス（機構レベル）

（球団合併について当事者球団間で合意済のケース）

(a) 球団合併案・両リーグ再編案を「機構実行委員会（最終意思決定者？）」に提案

(b) 同委員会において検討

選手団からの意見を表明

パブリック・コメント（ファン・評論家）

検討経過の議事録の公開

(c) 投票・決定

決定内容の公開

(d) 上記の要件（ガバナンス制度）

同委員会の構成・決定手続等が事前に決められていること

球団経営者・選手は同ガバナンス制度を承知の上で行動する（選手契約を結ぶなど）こと

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/